

第2章 事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区(戸畑)では、自社製鉄所から発生するダスト類、汚泥等を含む産業廃棄物の処理を光和精鉱(株)に委託している。委託先の光和精鉱(株)では、複数の処理工程を経て廃棄物の処理を行うが、そのうち廃棄物の乾燥と焼却を行う焼却工程には、同社内に設置されている「4号焙焼炉」が使用されている。

この「4号焙焼炉」は、設置時期が古く、相応の経年劣化が進んでいるものの、同社によれば更新に関する具体的な計画はない。一方で、同社では日本製鉄(株)以外の事業所で発生した廃棄物も処理しているため、場合によっては「4号焙焼炉」の受け入れ能力が一時的に不足する状況が発生している。

そのため日本製鉄(株)では、製鉄所の操業に伴って発生するダスト類、汚泥などの産業廃棄物の処理を今後も安定かつ継続的に行うため、処理系統の複線化・冗長化を兼ねて高効率なロータリーキルン式焼却炉「名称：焙焼キルン炉」の設置を自社で計画することとした。計画では、焙焼キルン炉と併せて、廃棄物の乾燥処理を行うロータリーキルン式乾燥炉「名称：プリドライヤー」を設置する。

これらの焙焼キルン炉、プリドライヤーを組み合わせた一連の施設(以下「焼却炉等」とする)は、光和精鉱(株)が操業している場所に隣接する形で設置し、産業廃棄物処分業許可を有し操業・運営のノウハウを有している光和精鉱(株)に貸与のうえ、運転、施設維持管理業務を委託する予定である。

供用後、当該設備の処理能力に余力があれば、日本製鉄(株)以外の事業所からの廃棄物も受け入れることを検討しており、その場合は地域の廃棄物処理の能力拡大にも資することができる。

2.2 事業の内容

2.2.1 事業の名称

八幡地区(戸畑)焙焼キルン炉新設事業

2.2.2 事業の種類

事業の種類は北九州市環境影響評価条例施行規則（平成11年6月10日北九州市規則第33号）第2条別表第1に掲げられた次の種類に該当する。

事業の種類：①工場又は事業場の建設事業

（排出ガス量が4万 m^3_{N} /時間以上の工場）

②廃棄物処理施設の建設事業

（焼却による処理能力が50t/日以上¹の産業廃棄物処理施設）

2.2.3 事業の規模

事業の規模は以下のとおりである。

① 排ガス量（湿り）：約284,000 $\text{m}^3_{\text{N}}/\text{hr}$

② 処 理 能 力：約1,026t/日

2.2.4 事業実施想定区域

事業実施想定区域は北九州市戸畑区内に立地する日本製鉄(株)九州製鉄所八幡地区構内のうちの一部である。八幡地区構内では最も北側に位置する。

事業実施想定区域の西側には、新設する施設の運転、施設維持管理業務を委託する予定の光和精鉱(株)の事業地が隣接する。

事業実施想定区域の位置：福岡県北九州市戸畑区大字中原 46-93

事業実施想定区域の面積：約10ha

事業実施想定区域の位置及びその周囲の状況は、図 2.2-1 のとおりである。

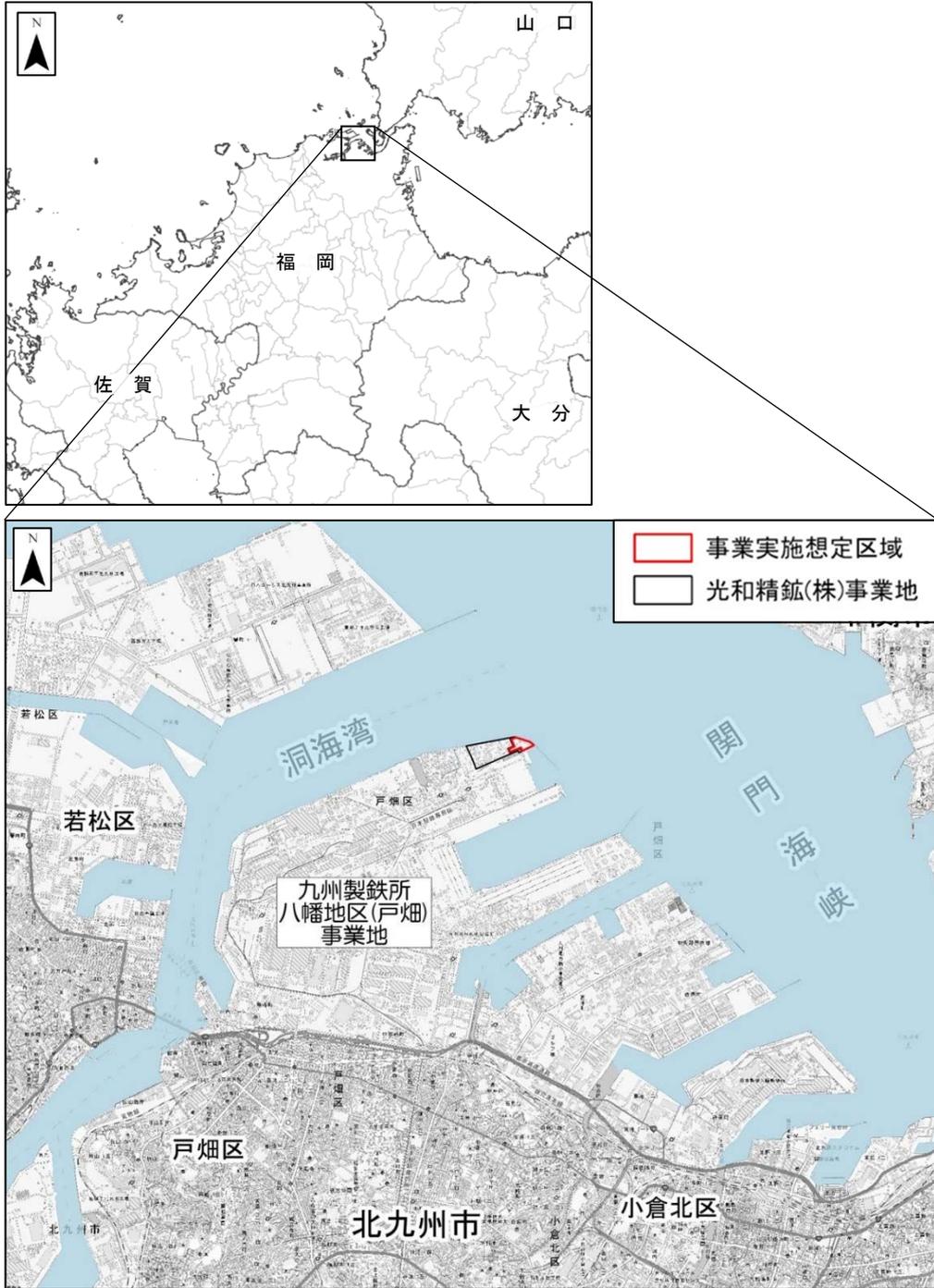


図 2.2-1 (1) 事業実施想定区域の位置 (広域図)



図 2.2-1 (2) 事業実施想定区域の位置 (1/60,000)

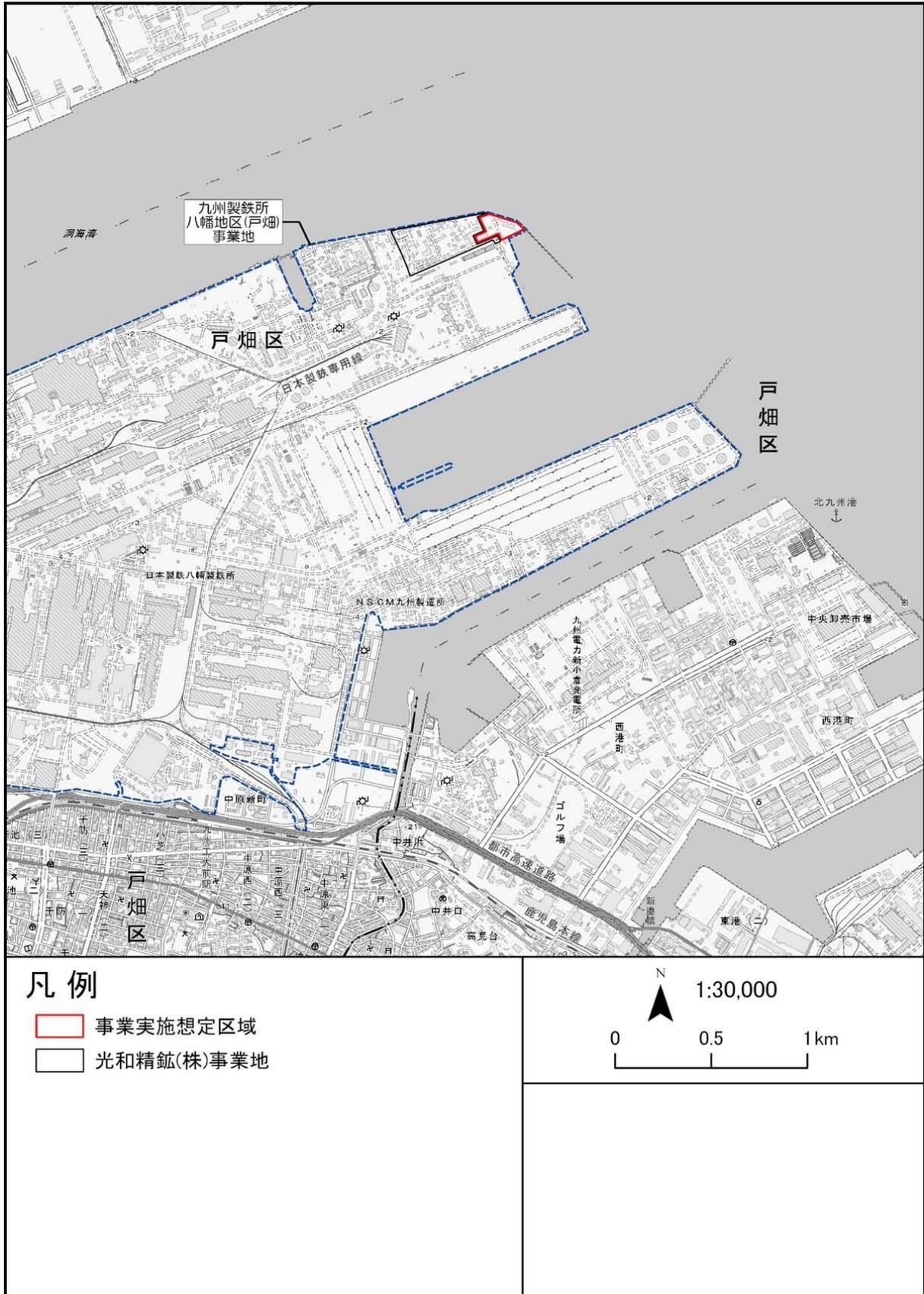


図 2.2-1 (3) 事業実施想定区域の位置 (1/30,000)

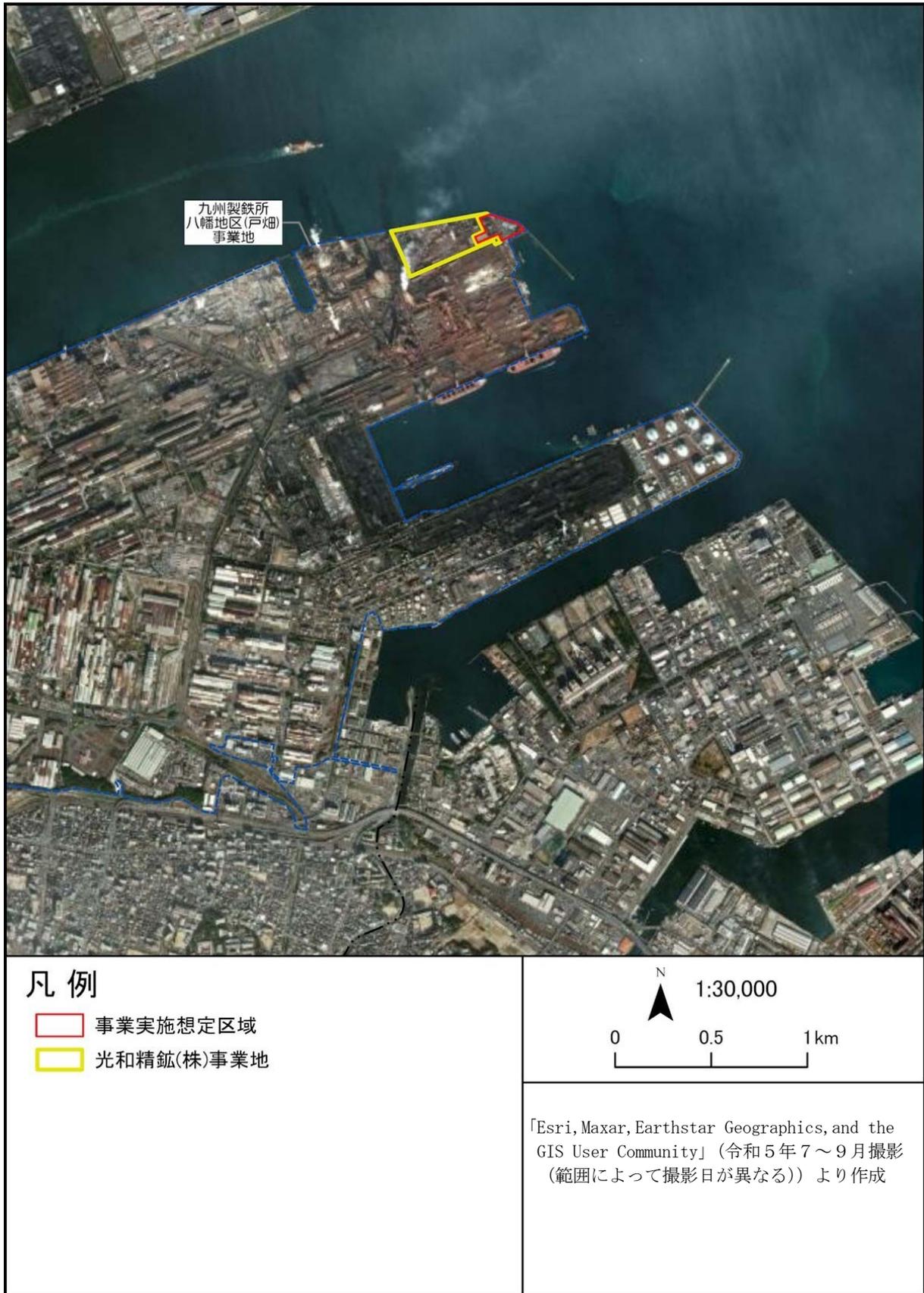


図 2.2-1 (4) 事業実施想定区域の位置 (1/30,000 航空写真)